26	R－414B	1360
27	R－415A	1510
28	R－415B	546
29	R－416A	1080
30	R－417A	2350
31	R－417B	3030
32	R－418A	1740
33	R－419A	2970
34	R－420A	1540
35	R－421A	2630
36	R－421B	3190
37	R－422A	3140
38	R－422B	2530
39	R－422C	3080
40	R－422D	2730
41	R－423A	2280
42	R－424A	2440
43	R－425A	1510
44	R－426A	1510
45	R－427A	2140
46	R－428A	3610
47	R－429A	12
48	R－430A	94
49	R－431A	36
50	R－434A	3250
51	R－435A	25
52	R－437A	1810
53	R－438A	2260
54	R－439A	1980
55	R－440A	144
56	R－442A	1890
57	R－500	8080
58	R－501	4080
59	R－502	4660
60	R－507A	3990
61	R－508A	5770
62	R－508B	6810
63	R－509A	796
64	R－512A	189
65	その他混合冷媒	混合冷媒中の表一の中欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格五一四九／一に定めのある混合冷媒については、同規格に基づく当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、それ以外の混合冷媒については、当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る表一の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（一未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）

○環境省告示第三十号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壌の汚染に係る環境基準について）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日　　環境大臣　大塚　珠代

別表四塩化炭素の項の次に次のように加える。

クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液１Ｌにつき0.002mg以下であること。	平成９年３月環境庁告示第10号付表に掲げる方法

同表ほう素の項の次に次のように加える。

１，４－ジオキサン	検液１Ｌにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表７に掲げる方法

付表の２中「四塩化炭素」を「四塩化炭素、クロロエチレン」に改め、「及びベンゼン」を「、ベンゼン及び１，４－ジオキサン」に改める。

○環境省告示第三十一号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成九年環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のとおり改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日　　環境大臣　大塚　珠代

別表塩化ビニルモノマーの項中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改める。

付表中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン」に改め、備考の１を削り、備考の２を備考の１とし、備考の３から備考の６までを一つずつ繰り上げる。